

わく!! 情報広場



今月の納税など

固定資産税(都市計画税含む)

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

※納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談

とき 2月26日(日)午前8時30分〜午後5時

▼夜間納税相談

とき 2月10日(金)午後5時15分〜9時

ところ 納税課

最終日曜日に市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今日は26日)午前8時30分〜午後5時、市役所の一部を開庁します。開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に

夜間窓口開庁

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるように第2浄水場を開庁しています。2月は28日(火)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120



お知らせとお詫びと訂正

広報さつて1月号18ページ「掲示板」に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

▼幸手歩こう会(仮称)会員募集

【正しくは】○問合せ 柴田さん ☎090(5337)3175

お詫び申し上げますとともに、今後はこのような不手際が起きることのないよう努めてまいります。

問合せ 秘書室 内線223

子ども手当の申請はお済みですか

10月分からの子ども手当を受給するためには、すべての人について申請が必要です。要件 市内に住所があり、中学校修了までの子どもを養育している人

申請期間 平成23年10月1日時点で受給資格のある人は、3月31日(土・必着)までに申請すれば、10月分から支給します。期限を過ぎると申請の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

※出生・転入した場合などは、15日以内に申請が必要です。

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(42)2130

学童保育室入室説明会

平成24年度に学童保育室への入室を希望する人を対象に、入室説明会を行います。

とき 2月25日(土)午後4時〜5時

ところ 各学童保育室

問合せ 各学童保育室へ

○風の子(さかえ小学校内)

☎(42)7895

○たつまき(児童館内)

☎(42)6130

○たんぽぽ(長倉小学校内)

☎(43)5686

○あおぞら(幸手小学校内)

☎(44)2332

○たけのこ(上高野小学校内)

☎(43)5502

○ひまわり(行幸小学校内)

☎(43)0705

さくら里、なのはな里利用者募集

市障害者自立支援施設「さくら里」、「なのはな里」の利用者を募集しています。

両施設では、障害のある人に、就労に関する知識や能力の向上に必要な訓練を実施しています。

利用を希望する人は、障害福祉サービスの支給申請と施設利用承認申請書、健康診断書などの提出が必要になります。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課障害福祉担当 ☎(42)8435・FAX(43)5600

環境ホットライン

空き地の維持管理を徹底しましょう

土地の維持管理を適正に行うことは、所有者の責務です。所有する空き地に雑草や雑木は伸びていませんか？
年2回以上は土地の状況を確認し、雑草や雑木の処理をしましょう。



▼空き地の管理は草刈りが基本

雑草や雑木が生い茂ると、空き地の維持管理に支障が出てくるばかりでなく、周辺住民にも迷惑がかかります。衛生的で良好な生活環境を維持するためにも、空き地の所有者は、その管理に努めましょう。
※自分ではできない場合は、業者やシルバー人材センターなどに依頼して、有料で除草してもらう方法もあります。

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

(15)



環境影響評価 公聴会の開催

圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画に係る環境影響評価公聴会を開催します。

とき 2月25日(土)午後5時～6時

ところ ウェルス幸手2階研修室
※公述申出者がいない場合は中止となります。

※傍聴を希望する人は、開催の有無をお問い合わせの上、お越しください。

公述の申出 環境の保全の見地からの意見のある人は、2月11日(土・必着)までに、県環

境政策課または市産業団地整備推進室にある公述申出書に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、メールで県環境政策課へ。

問合せ 県環境政策課☎048

(830)3041・FAX048

(830)4770・メール

a3010-03@pref.saitama.lg.jp

悪質な投資勧誘にご注意

悪質な業者による未公開株などの投資勧誘の被害が増加しています。

不審な投資勧誘を受けた場合には、すぐ財務局相談窓口へご相談ください。

受付 平日午前9時～正午、午後1時～5時

問合せ 関東財務局証券監督第

1課相談窓口☎048(613)

3952

埼玉県地震対策セミナー

とき 2月15日(水)午後1時30

分～4時(午後0時30分受付)

ところ 埼玉会館大ホール(浦和

駅西口徒歩6分)

内容 防災に関する講演、防災

関連企業・団体の展示ブース、

地震に関する資料の展示・説

明、建築職員による無料耐震

診断など

講師 後藤一磨氏(宮城県南三陸

町語り部の会)、大木聖子氏

(東京大学地震研究所広報アウ
トリーチ室助成)

定員 1300人

※入場無料、事前申込不要、先着
1000人に防災グッズプレ
ゼント。

問合せ 埼玉県危機管理課☎0

48(830)8141

不動産無料相談室

不動産取引についての困りご
と、分からないことなど。

とき 3月6日(火)午後1時～

4時

ところ 市役所第2庁舎2階第

3会議室

※建築指導課(内線572)でも

お問い合わせをお受けします。

問合せ (社)埼玉県宅地建物取

引業協会埼玉支部☎(31)11

57

建築無料相談室

建築物の新築・増築・改築・リ

フォーム・耐震相談など。

とき 3月6日(火)午後1時～

4時

ところ 市役所第2庁舎2階第

3会議室

※建築指導課(内線572)でも

お問い合わせをお受けします。

問合せ 建設埼玉埼玉幸手支部

☎(48)0275

埼玉土建久喜幸手支部☎(59)

3812

行政書士無料相談会

とき 2月21日(火)午後1時30

分～4時

ところ 市役所第2庁舎2階第

3会議室

内容 相続、遺言、生前贈与、金
銭貸借などの問題、会社設立、
農地転用、開発許可、交通事故
示談、外国人に関する手続き、
申請代理業務など

問合せ 埼玉県行政書士会春日

部支部☎048(737)56

15

森林の所有者届出制度

4月から始まります

昨年4月の森林法改正により、
今年4月以降、森林の土地の所
有者となった人は市町村長への
事後届出が義務付けられました。
対象 個人・法人を問わず、売買
や相続などにより森林の土地
を新たに取得した人

※面積に関わらず届出をしなけ
ればなりません。

期間 土地の所有者となった日
から90日以内

※詳細は、お問い合わせくださ
い。

問合せ 埼玉県森づくり課☎0

48(830)4312

▼雑草・雑木が生い茂ると
○ごみの不法投棄の温床に
なります

雑草や雑木が生い茂って

いる場所は、不法投棄が多
い傾向にあります。投棄を
されにくい環境を整えるこ
とは不法投棄の防止に役立
ちます。日ごろの心掛けと
対策で自らの土地を守るこ
とができます。

○害虫や悪臭が発生します
不衛生な環境になり、蚊
やムカデなどの害虫や枯草
などの腐敗による悪臭が発
生します。

○火災の危険性が
高まります
特に、秋から冬の乾燥す
る時季には、生い茂った枯
草や枯葉が燃えやすくなり、
火災の危険性が高まります。

○交通事故や犯罪の
発生誘因になります
交差点などの角地では見
通しが悪くなり、交通事故
が発生する誘因になります。

また、見通しの悪い場所
は非行や犯罪を誘発する原
因にもなります。

問合せ 環境課☎(48)03

31

■12月の救急と火災/救急車出動件数225件(急病136件、交通事故29件、その他60件)

火災発生状況5件 火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(43)6966(西分署))